



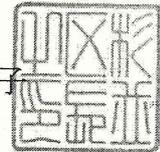
杉並区告示 898号

令和8年度労働報酬下限額について

杉並区公契約条例（令和2年杉並区条例第16号）第7条第3項の規定により、令和8年度における労働報酬下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和8年3月2日

杉並区長 岸本 聡 子



記

1. 杉並区公契約条例第2条第3号アに規定する工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額
 - (1) 熟練労働者・一人親方
別表のとおり
 - (2) 上記以外（特定労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）
1時間当たり1,637円
2. 杉並区公契約条例第2条第3号イに規定する工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額
1時間当たり1,500円
3. 杉並区公契約条例第2条第3号ウに規定する指定管理者協定に係る労働報酬下限額
1時間当たり1,500円

別表

職種		1時間あたり	職種		1時間あたり
1	特殊作業員	3,454円	27	普通船員	3,679円
2	普通作業員	3,038円	28	潜水士	5,929円
3	軽作業員	2,104円	29	潜水連絡員	4,298円
4	造園工	3,117円	30	潜水送気員	4,039円
5	法面工	3,780円	31	山林砂防工	3,657円
6	とび工	3,724円	32	軌道工	6,604円
7	石工	3,724円	33	型わく工	3,713円
8	ブロック工	3,645円	34	大工	3,443円
9	電工	3,859円	35	左官	3,803円
10	鉄筋工	3,803円	36	配管工	3,387円
11	鉄骨工	3,353円	37	はつり工	3,510円
12	塗装工	4,107円	38	防水工	4,298円
13	溶接工	4,287円	39	板金工	4,028円
14	運転手(特殊)	3,499円	40	タイル工	3,128円
15	運転手(一般)	2,880円	41	サッシ工	3,747円
16	潜かん工	4,197円	42	屋根ふき工	3,940円
17	潜かん世話役	5,029円	43	内装工	3,870円
18	さく岩工	4,725円	44	ガラス工	3,758円
19	トンネル特殊工	4,253円	45	建具工	3,311円
20	トンネル作業員	3,612円	46	ダクト工	3,387円
21	トンネル世話役	4,815円	47	保温工	3,218円
22	橋りょう特殊工	4,129円	48	建築ブロック工	3,412円
23	橋りょう塗装工	4,107円	49	設備機械工	3,150円
24	橋りょう世話役	4,725円	50	交通誘導員A	2,307円
25	土木一般世話役	3,870円	51	交通誘導員B	2,104円
26	高級船員	4,467円			